

モラトリウム側面觀

須々木 庄平

只今から「モラトリウム側面觀」と演題を掲げてモラトリウムに付お話し申上げる前に、モラトリウムを施行するに至りました原因及その成行を、一應御説明申上げ度いと存じます。

話の順序と致しまして、昭和二年度の豫算を審議すべき第五十二議會の豫算審議振を申上げますと、前の第十一議會は憲本提携によりまして幸に無事終了致しましたが、第五十二議會の空氣は險惡でございます、政友會と政友本黨とが手を取りあつて、憲政會の若槻内閣へ不信任案を投げつけるとの風説、否、實情にあつたのであります。ところが提出せられると謂ふ日に私の友人は電報を受取りましたが、それによれば「議會無事すむ」といふことであります、私は奇異の感に打たれざるを得なかつたのであります。

翌日の新聞紙を見まして、初めてそれは若槻首相が田中、床次、兩總裁と懇談の結果、首相の「深甚なる考慮」と謂ふ一句の聲明を信じて、野黨の不信任案が撤回されたことを知りまして驚いたやうな次第であります。當時首相の所謂「深甚なる考慮」によつて妥協が成立したことに就ては、新聞紙等も盛に論議を重ねて居りましたのみ

ならず、貴族院に於きましてもこの點に付再三質問が行はれたのでありますが、首相の答辯はノラリクラーたるもので辭職を意味せず、さりとて充分な説明も與へず、結局不得要領の中に豫算は無事通過いたしました。そうして日が経ちますうちに、政策近似の故を以ちまして、憲政會と政友本黨との接近が次第に自立つて参り、政權が憲政會より政友本黨へ移るが如き模様が見へて参りますと、政友會は懸念にあせつて参りました。そのうちに政府は大正十二年勅令第四百二十四號及大正十四年法律第三十五號に依る契約に基いて、震災手形による日本銀行損失補償公債法、及震災手形善後處理法の二法案を議會に提出いたしました。斯様に急いでこの二法案を提出せられました理由は、私にとりましては不可解であります。

二

元來震災手形なるものは皆様御存知の如く、大正十二年九月一日關東大震災の勃發しました際に於きまして、財界の急變に備へるために、大正十二年九月一日以前に銀行が割引いたしました手形で、震災地即東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及靜岡縣を支拂地とするもの、又は震災地に震災當時營業所を有する者の振出したるもの若は支拂人とするものであつて、大正十三年三月三十一日までに日本銀行では是を再割引せられた所の手形に基いて日本銀行が蒙る損失は一億圓を限度として國庫が補償してやろうと云ふ手形であります。這般の大震災火災は有形無形の大損害を我が財界に與へました。所でこの震災手形の整理が片付かないと、財界の不安氣分を除くこと

が出来ないから、自然金の輸出禁止を解くことが出来ない状態でありました。翻て歐米諸國に於ては既に金輸出の解禁は實行されてをるのでありますから、政府は金解禁をいたしまして我が財界の安定せることを海外に示さうとして、先づその準備として正貨を毎月四百萬圓乃至八百萬圓あまりアメリカに輸送いたしました爲替の回復を期して居りました。他方に於きまして亦財界の痛である震災手形の始末をつけることも是非必要であつたものですからこの二法案が急いで議會に提出せられたのであります。

扱てこの二法案は日銀の蒙ることあるべき損失を震災手形損失補償公債法により一億圓まで、震災手形善後處理法により一億七百萬圓まで國庫が補償するといふのでありますが、丁度議會に提出されました當時、鈴木商店の金子さんが大董となつて憲政會政友本黨及政友會の三派に涉つてその諒解を求めましたが爲に、此兩法案は鈴木救済の目的であるとの評判が高くなつたのであります。折柄憲本は接近するし政友會は孤立して來ましたから、勢ひ政友會は議會に於て野黨振を發揮いたしました。世論に従ひ反對を致し、それに對する説明を求めました位でなく、糾弾して参りまして遂に政黨の争ひとなり、經濟問題をして益複雑ならしめたのであります。

衆議院に於て損失補償總額である二億七百萬圓の内容に付質問を重ねました。所で其の説明によりますと震災手形總額は四億三千萬圓でありましたが、漸次決済がついて二億七百萬圓だけ決済が付かずに残つてゐるといふのであります。事實は日銀の再割引手形の中未決済の金額は九千八百萬圓でありまして、他の一億圓と幾らかは東京の市中銀行の手に於て割引して居るものであります。それ故震災手形補償額は九千八百萬圓で充分足

りるのでありますが、爰に一寸困るのは不當貸出で苦んでゐる臺灣銀行に對する資金救済のことでありまして双方合せまして表面右の二億七百萬圓といふ數字が現はれたのであります。名目は如何でもあれ、その内容は臺灣銀行救済即鈴木商店の救済にあつたことは明かであります。仄聞する所によると鈴木商店東京支店が臺灣銀行で割引し、臺銀が日銀で再割引をして居ました所謂震災手形は、表面は震災手形とありますが實は融通手形であると云ふことであります。而して臺銀の不當貸出を體のよい名目で救済しやうといふ二億七百萬圓の日本銀行損失補償に對する兩法案は、憲本の同意によつて衆議院を無事通過致しました。その節片岡前藏相が屢議會に於て、若し是等の法案が否決せられるならば我財界は混亂に陥り、臺銀は今にも破滅するかの如く聲明致しました。財界平穩の際に藏相が斯の如き聲明をいたしましたから、世人は財界に對し何となく不安を感じまして、遂に平地に一大波瀾を捲き起す原因となりました。

臺灣銀行はもと資本金六千萬圓でありましたが、營業成績が不良であつた爲に清浦内閣の時に五千萬圓を年五分で貸與して貰ひ杯しまして政府の保護を受けましたが、それでも尙營業が立ゆかぬといふので資本金を四千五百萬圓に減資し且年五分の貸出金を年二分に引下げて整理が企てられましたのであります。人民は特許銀行であるからと云ふので安心して取引してゐたのであります。事實は斯く整理資金の利率を引下げて貰つたり、減資をせねばならぬまでに状態が悪化して居りますので、此際二億七百萬圓（内一億圓あまりは臺銀のためではありませんが）の震災手形損失補償を日銀に與へなければ、臺銀の爲に我財界は不安に襲はれ、銀行の取付が行はれるか

も知れないと恐れられた程、財界の表面は平穩でありましたが内面は險惡であつたのであります。たま／＼衆議院の豫算總會で片岡藏相の「渡邊銀行が休業しました」との失言から、同銀行は三月十五日に休業致しました。尤もその内容は札付であつたのであります。引續いて休業しました横濱の左右田銀行にしろ、東京の村井銀行にしろ、内々は兎角の評判があつたのであります。引續いて休業したその内容は衆知の事實であつたのであります。されど外部に對しては信用のあつた左右田及村井の二行の休業は、財界に多大のショックを與へ、一大動搖を起さしめたのであります。一面臺灣が危ないと云はん許の藏相の言明から、東京第一流の銀行が筆頭に、其の他の銀行が臺灣に對するコールの回收を始めました。その金高は約一億圓に上つたのであります。そこで臺灣は金に詰つてヤリキレなくなり、政府に頼込んで這般の臺灣救済の緊急勅令案の起案となつたのであります。四月十七日樞密院に於て否決され、同行は翌十八日より海外及内地支店だけ休業致しました。尤も臺灣の島内は總督の英斷で依然營業を續けました。

三

爰で一吋臺灣の内容を申し上げますと、大正十五年即ち昭和元年末に於ける同行の資本金は四千五百萬圓で、その内拂込額は四千萬圓を少し缺けるのであります。預金は政府の分も併せまして九千萬圓から一億圓までの間であります。それに對して貸出再割引が約五億圓、買入爲替が一億五千萬圓、併せて六億五千萬圓の對外債權を持

つてをります。その差額五億五千萬圓の金は何處から出たか。考課状面では借入金とかコールマネーとして現はれてをりますが、事實はコールで泳いでゐたのであります。臺銀が特許銀行であるのと利率が高い關係で、市中銀行及地方銀行は喜んでコールを出してゐたといふ譯であります。殊に臺銀の總裁、副總裁は政府の任命にかゝり大藏省は専任監督官を派遣致しまして、決算や配當等に付ては検査を致させて居ります。二三月前の總會に於て、大藏省の特別銀行課長であつた島田氏が臺銀の理事に當選就任せられました。同氏が普通銀行課事務官であつた頃普通銀行課長さんにお願ひいたしました。日本信託銀行の不始末事件に付て、調査を懇請し、來阪を願つたこともありますがご職分から申しましてもご經驗から申しましても、何年間も臺銀の不始末を知られない筈はないと思ふて居ります。大藏省の直接監督せられる銀行であり乍ら、株主には意外の損失をかけ、且財界に大影響大波瀾を與へるまで、其の内容を知られない筈はないと思ひます。

政府の普通銀行に對する監督は極めて嚴重でありまして、口を開けば合併、整理を懲瀆するのでありますが、大藏省の直接監督せられる特許銀行に對しては斯くも放漫であり、遂には表面臺灣統治上の名を藉つてまでこの不始末を國民に後始末させられるのであります。元來銀行は預金と貸金の利鞘で商賣するものでありまして、コールで泳いで儲をするのはビルブローカー銀行位なものであります。そのコールは回收されるし、自分の貸出は取立が出来ないし、樞密院で緊急勅令案が否決されると云ふので、臺銀は切羽詰つて四月十八日に休業致したのであります。

四

その日の朝私は福岡方面へ旅行致してをりましてが、同地の銀行を訪ねまして始めて臺銀と近江銀行の休業を知つたやうな譯でありました。同地では鞍手銀行のみ已に休業致して居ましたが、今の所では無事だがこゝ四五日の中には影響があらうから、警戒せねばならぬといふやうな話でありました。大阪の模様が險悪だから引返した方がよからうと思ひまして、歸る途中門司の銀行に立寄りましたところ、今は無事だが餘程の警戒を要するとの話でありました。臺銀の休業は已むを得ないことゝしましても、近江銀行の休業の理由は何故かと申しますとどゞゞゞ 評判もそうよくはなかつたのでありますが、或る大紡績會社が近江銀行にコールとして出して居つた二千萬圓ばかりを取立てたことが原因であると云ふことであります。斯る大口のコール又は預金が引出されると忽ち營業繼續が困難となるから、十七日に評議して十八日から休業したやうな譯であります。

私が歸阪したのは十九日でありますが、翌二十日知合の二三大銀行を巡訪いたしましたところ、大銀行の申しますには「近所の銀行は取付にあつてゐるが、私の方は預金と引出とを差引すると預金が増加してゐる」とのこととで、私もそれは結構ですと笑つて別れたのであります。ところが東京の十五銀行が二十一日から閉めましたので、是が大刺戟となつて取付騒ぎの火の手を煽られることになりました。申し落しましたが四月八日に神戸の六十五銀行が閉めました。是れは鈴木關係だといふので取付の評判があつたものですから、瀧川儀作氏が奔走し

て鈴木關係の六十五の株を重役名義に切換へ、休業せざる様奔走せられましたが不幸休業せられたのであります。神戸兵庫方面の銀行に對する感情は不安になり、弗々取付が行はれて居りました。されど三月に於ける渡邊、左右田、村井銀行の休業に對する不安はその月中に消えてゐたのであります。四月になつて六十五銀行を發端にまた／＼取付が始まりました。兵庫の西の端にある住友銀行の支店も取付けられるといふ始末で、尤もこれは一日で静まりました。これなどは理由がわかつて見れば笑話であります。豪銀が休業しまして神戸方面はまた苛立ち、村井銀行の本店は東京にあります。京都に本據があり京都支店には相當預金があります所へ休業いたしました。續て近江銀行、十五銀行と休業しましたから此地の人々の間には不安の氣分が漲りて居りましたので、隆々としてゐますが某大銀行でも取付けられて門前に市をなし一時は大狼狽したのであります。

五

私は二十一日に再び前日参りました大銀行を廻つて見ましたら、昨日までは入金が多かつたが今日は大きい聲では云へぬが入金より出金が非常に多いので油斷は出來ないと謂ふ話で、顔色も變つて容易ならぬ事態のほどが思はれました。尙二三日前から日銀から百圓札はくれぬ二十圓札ばかりだと云ふやうな話もありました。日が経つてから聞いたのであります。或銀行が日銀で一千萬圓ばかり取付たのに、殆ど五圓十圓二十圓札ばかりで、しかもその内三百萬圓は廢札のやうなもので迎ても勘定に苦しんだといふことであります。御存知の通り二十圓

札は日銀から市中銀行に出してもすぐ日銀に舞戻るのでありますが、此時は日銀もよほど紙幣に窮してゐたらしいのであります。されば片面刷の五十圓紙幣や二百圓紙幣の発行を見たものと思ひます。

二十二日以後は銀行が休業すると云ふ評判が立つて不安の氣が漲り、取付が一齊に行はれました。有力銀行も全部やられたのでありまして、その時或る銀行では入口で人を待せてない振を見せるが爲に、二階で待たした所もあります。或は日本銀行へ金を取に行てゐるから、御念なら半分にして下さいと頼むと云ふ有様でありました日銀の上役から明日は何とかなると云ふ話があつたと云ふことでしたが、これとても當てにはならず、銀行關係者の苦心と努力はよほどのものでありました。二十二日の午前一時頃東京銀行集會所から大阪集會所へ電報がありました。二十二、二十三兩日は申合はせて臨時休業することになり、鎮靜方法を講究しやうと云ふやうになりました。そのうちに支拂猶豫の緊急勅令(モラトリアム)が發布されたのであります。かゝる動搖は日本未曾有のことでありまして、二十一日には銀行全部が取付騒ぎにあひました。御承知かも知れませぬが、新築銀行は皆地下に貸金庫を持つてをります。ところで今度現金——と申しても紙幣であります——を澤山取付け、持つてゐる人が出来まして、地下金庫へ入れましたが、何分金額が多く二十萬三十萬五十萬といふ金高を小額紙幣で受取つたことです。紙幣が貸金庫を溢れるといふ始末で、紙幣を遂に銀行に保護預りすると云ふ奇體なことが出来まして、之を預かれ否預からぬと銀行と顧客との間に押問答もあつた位であります。以上でモラトリアムの發布に至る大體の經過を申上げました。

六

モラトリアムが布かれて銀行は一日五百圓以下の金高を支拂ふやうになりました。大阪では一日五百圓以下に制限しましたが五百圓と申せば地方では大金で或縣では市中は百圓郡部は五十圓に制限いたしました。斯ふ云ふ譯で取引關係が縮小致しますと、取引所は金錢授受が困難になつて休業致しますし、他の商業も信用が役立たない爲に不圓滑になつて大取引が行はれず、滯貨が澤山出來るといふ始末であります。普通日銀の兌換券發行高は十一億から十二億圓までありますが、二十一日には十六億圓に増加し、二十三、四日の休業を終りました二十五、六日の頃は一躍増加いたしました二十六億五千萬圓、約二十七億圓になりました。十億圓あまり休業中に増したのであります。兌換券の發行高全部が流通してゐるかといふと、大方は金庫の中に寝て居つたのであります。兎に角制限外發行高十一億圓に達したのであります、其後漸次回收せられて、十六億圓内外に減少いたしました。

日本全國の預金總額は政府の見積によれば百二十億圓とありますが、先づ普通銀行預金が百億圓内外で、特殊銀行預金を加へて百十五億圓見當であります。その内今度の取付にあつた額は約二十億圓即ち二割内外でその幾分かは預金者の考によつて善い銀行から悪い銀行へも行きましたでせうが、大抵は悪い銀行から善い銀行へと移動しました。其の額は約五六割見當で、郵便貯金は三、四億圓増加しましたから、尙皆様のお手許に三、四億

圓は残つて居る勘定でありますから、今少し收縮すべきものと考へます。

私は先きの大地震火災當時の東京の金融界のことはよく存じませんが、今度の騒ぎで商賣はすべて現金取引になり、外國に對する信用は大變墜ちました。紡績會社などは前々から操短の下心で居つたのでありますが、これを機會に一割五分の操短を愈實行致しまして、綿糸は十圓ほど高くなりました。商品流通の不圓滑は今暫く免れまいと思ひます。第五十三臨時議會で日銀の今度の特別融通に對して、五億圓、臺銀への特別融通に對して二億圓國庫が補償することの協賛を得ましたので、昨日でモラトリアム施行期限の過ぎた財界も平穩なのは喜ばしいこととであります。

七

爰に奇怪なのは財界の危機に際して、日銀の執つた態度であります。私は日銀が今少しく意義もあり、モノも判るものと思つてゐました。銀行關係者から聞いたのでありますが、今度閉めた或銀行が鐘紡株（五十圓全額拂込時價最低二百二十圓）を擔保として金を借りに行つたら、五十圓しか貸さない。それでは時價の四分の一しか利かぬ譯であります。又阪急電鐵株（時價百圓）に對して、三十八圓しか貸さない。三千萬圓の擔保で借りに行けば一千万圓しか貸出をして貰へない。普通なれば再制の出来る商業手形百萬圓を提出しても、十八萬圓しか貸さない。しかもその手形は大阪の百貨店の手形だけパスして、他の手形は受付けないといふことであります。

普通に銀行では鐘紡株に對しては七掛乃至八掛、電鐵株に對しては八掛は融通致します。取引所株に對しては六七掛位其他の株に對しては品により色々ありますが七八掛位、公債に對しては九掛位、普通に融通致します。今申したやうなことでは、大銀行ほど取付に際しては餘計に困る譯けで銀行の信用にかへ加へて、擔保をつけるにも不拘、斯ふ云ふ時代後れの考へを以つて貸出方針としたことはいけないと思ひます。或る地方銀行が公債を擔保に借りに行くと、大阪市の遊金を抱へてゐる或銀行へ紹介狀をつけて廻したといふことであります。法制に如何なる缺陷があるのかは知りませんが、若し斯る態度であつたとすれば、日本中の銀行の親銀行の態度としては實に宜しきを得ない。従て取付騒を益々大きくしたようにも考へられます。今度總裁の更迭を見ましたが、若し日銀が緊急處置として英斷を振つたならば、かゝる大騒ぎをせず始末がついたことだらうと思はれます。

一體に政府關係の銀行は穴がアキ勝ちで、朝鮮銀行にしましても半分減資をして株主に損をかけますし、東洋殖殖株式會社にしましても二千萬圓餘を特別償却とし、尙積立金を以て六百萬圓許損失補償に充てるといふ有様であります。人民が政府を信じ安心して其の特許的銀行又は會社の株券に放資してゐると其の期待に反し尠からざる損害を蒙つて泣いて居る有様であります。

政府の監督その宜しきを得ないのか、或は意味あつてかは存じませんが、兎も角も斯ふ云ふ風では、折角人民が血と汗でこしらへた資産状態に大影響を與へますから、政府關係の銀行又は會社の株券に放資するにも充分注意をしなければなりません。斯の如き始末でありますから、來るべき第五十四議會は解散になつてもならなくて

も、何れにせよ總選舉は免れぬでありませうが、始めて普選も行はれることでありますゆえ、皆様が經濟思想のある代議士を議會におくることが必要であります。國民が政治にウカ／＼してゐて、在朝の政治家にはオベンチヤラを云ひ、野に下れば知らぬ顔をする云ふやうなことでは、政治家も表で笑顔を見せて裏で冷笑して居ると云ふことになり、時には政府關係の銀行又は會社の不始末による損害を國家が負擔せねばならないことになりすから、政治と經濟關係の離るべからざることには留意せられる様に皆さんの御覺醒を望む次第であります。

(本稿は五月十四日本校第六回公開講演會に於ける講演の大意にして學生の筆記せるものなれば或は講師の意を傳ふるに不充分なる所あらん事を恐る、講師及讀者に謝する次第なり。)

一 の 字

上 田 貞 次 郎

一 の字を見ても木版で見ると、右から見ても、左から見ても同じやうなものである。看板屋の書いた一 の字は、右から引ひたか左から引ひたかわからないやうな一 の字である。しかし立派な書家が書きますと勢ひよく尻尾が走つて居る。吾々は右から勘定して、自由主義から勘定して何番目、左の社會主義から勘定して何番目と同じ所を云ふことは云へない。ドツチに方向が向ふか云ふことが問題である。……

(財界研究二卷六號より)